

議案第46号

公の施設の指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和5年6月1日提出

淡路市長 門 康 彦

1 施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 淡路市福社会館
- (2) 所在地 兵庫県淡路市志筑新島5番地1

2 指定する団体の名称及び所在地

- (1) 名 称 社会福祉法人淡路市社会福祉協議会 会長 小南 廣之
- (2) 所在地 兵庫県淡路市志筑3119番地1

3 指定の期間 令和5年7月1日から令和8年3月31日まで

参考資料

1 施設の名称 淡路市福社会館

2 指定する団体の選定理由

この施設は、市民の地域福祉活動及びボランティア活動の拠点、情報交換の場並びに福祉に関する研修及びイベント等が開催できる場を提供することにより、地域の活性化、賑わいと活力のあるまちづくりを推進するとともに、市民の健康及び福祉の増進を図ることを目的として設置した施設である。

この施設の設置目的に即した管理運営を効率的かつ効果的に行うため、淡路市における社会福祉事業等の健全な発達と社会福祉に関する活動の活性化によって、地域福祉の推進を図ることを目的とした公共的団体である「淡路市社会福祉協議会」が、地域等の活力を活用した管理を行うことにより、事務所との一体的な管理から様々な福祉サービスを継続的に安定して提供できるなど、事業効果が明確に期待できると認められることから、淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年淡路市条例第19号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、公募によらず、同協議会を指定管理者の候補者として選定する。

3 指定する団体の概要

(1) 名称 社会福祉法人淡路市社会福祉協議会 会長 小南 廣之

(2) 所在地 淡路市志筑3119番地1

(3) 設立年月日 平成17年4月1日

(4) 基本金 500万円

(5) 総収益（令和3年度） 5億3,103万円

(6) 職員数（令和5年4月現在） 115人

(7) 事業内容

ア 独自事業

(ア) 地域福祉推進事業

福祉に関する総合相談、ボランティアセンターの運営、広報紙の発行、ふれあいサロンの運営、独居高齢者のつどい、福祉用具貸与事業、紙おむつ等の斡旋、権利擁護事業、地域総合支援事業（ハピネット事業）、生活福祉資金貸付事業、小口資金貸付事業、福祉学習会、安心地区推進支援事業、各関係機関との連絡調整

(イ) 介護保険事業

居宅介護支援事業、通所介護事業、訪問看護事業、福祉用具貸与事業、

訪問介護事業

(ウ) 障がい福祉サービス事業

多機能型障がい福祉サービス事業（いづかしの杜）、就労継続支援A型事業（いづかしの杜弁当屋）、就労継続支援B型事業（竹の子、ぼれぼれ、あいあい、ひまわり、いづかしの杜なんでも屋）、就労移行支援事業（さぬきうどん「幸来」）、共同生活援助事業（ケアホームいちごの家、ハピくるの家）

(エ) その他の事業

淡路市善意銀行の運営、共同募金運動、歳末たすけあい運動の実施

イ 市受託事業

(ア) 地域支援事業

「食」の自立支援事業、高齢者住宅安心確保事業、介護用品支給事業

(イ) 高齢者の生活支援サービス事業

外出支援サービス事業、軽度生活援助事業

(ウ) 高齢者自立支援ひろば設置事業

(エ) 老人福祉センター施設管理

(オ) 移動支援事業（ガイドヘルプ事業）

(カ) 相談支援事業（障がい者サポートセンター）

(キ) 障がい者地域交流支援事業

(8) 団体の沿革

平成17年4月1日に淡路市が発足したことを受け、それぞれ旧5町の社会福祉協議会を統合し、現在の淡路市社会福祉協議会として発足する。

(旧法人設立年月日)

津名町社会福祉協議会	平成	3年	4月	1日
淡路町社会福祉協議会	昭和	56年	2月	26日
北淡町社会福祉協議会	平成	4年	3月	31日
一宮町社会福祉協議会	昭和	53年	6月	29日
東浦町社会福祉協議会	平成	2年	3月	28日